

水戸市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程

水戸市教育委員会事務決裁規程（昭和52年水戸市教育委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第11号中「世界遺産推進室長」の次に「及びいじめ・不登校支援室長」を加える。

第3条第4項中「技正は、」の次に「別表第2及び別表第3に掲げる」を加える。

別表第1注中「の事務」を「及びいじめ・不登校支援室の事務」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第3条関係）

総合教育研究所に係る事項	専決者		
	所長	課長	課長補佐等
1 研究所の運営に関する事項			
(1) 施設の管理		重要なもの	軽易なもの
(2) 総合教育研究所運営委員会の会議の庶務		○	
2 情報教育の推進に関する事項			
(1) 情報教育の推進に関する事務処理	○		
(2) 学校の情報機器に関する事務処理	重要なもの	軽易なもの	軽易で定例的なもの
3 学校教育に係る指導に関する事項			
(1) 教育課程に関する指導	○		
(2) 学習指導その他学校教育に関する指導	○		
(3) 学校評価に関する指導助言	○		
(4) 各種訪問の実施に関する事務処理	○		
4 研究及び研修に関する事項			
(1) 研究協力校（園）及び研究委員に関する事務処理	○		
(2) 教職員の研修の実施	○		
(3) 内地留学等の推薦及び派遣に関する事務処理	○		
5 教科書の採択に関する事項			
(1) 教科書の採択に関する事務処理	○		
(2) 水戸市立小中学校等教科用図書審議会の会議の庶務	○		
6 教育研究団体に関する事項			

(1) 教育会との連絡調整	○		
(2) その他教育研究団体との連絡調整	○		
7 大学等との地域連携に関する事項			
(1) 大学等との地域連携に関する事務処理		○	
8 特別支援教育に関する事項			
(1) 特別支援教育に関する事務処理	○		
(2) 教育支援委員会の会議の庶務	○		
9 いじめ・不登校に関する事項			
(1) いじめ・不登校の対策及び支援に関する事務処理	○		
(2) 生徒指導に関する指導	○		
(3) 教育相談に関する事務処理	○		
(4) いじめ問題対策連絡協議会の会議の庶務	○		
(5) いじめ問題調査委員会の会議の庶務	○		
(6) 教育支援センターに関する事務処理	○		
(7) 青少年相談に関する事務処理	○		

付 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月12日提出

水戸市教育委員会教育長 志 田 晴 美

水戸市教育委員会事務決裁規程新旧対照表

教育委員会教育企画課

現行	改正（案）
<p>（定義）</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(10)まで （略）</p> <p>(11) 室長 世界遺産推進室長をいう。</p> <p>(12)から(16)まで （略）</p> <p>（専決事項）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2及び3 （略）</p> <p>4 副参事及び技正は、課長の専決事項のうち、上司の命を受けて処理する特定事務に係るもので当該課長が指定（課長はこの指定を行う場合には、あらかじめ教育企画課長に合議しなければならない。）をする事務について専決することができる。</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <p>一般事項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">（略）</div> <p>注 世界遺産推進室の事務に係る第1項から第9項までに掲げる事項の専決者については、専決者の欄中「課長」とあるのは「室長」と、「課長補佐」とあるのは「室長」とする。</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(10)まで （略）</p> <p>(11) 室長 世界遺産推進室長及びいじめ・不登校支援室長をいう。</p> <p>(12)から(16)まで （略）</p> <p>（専決事項）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2及び3 （略）</p> <p>4 副参事及び技正は、別表第2及び別表第3に掲げる課長の専決事項のうち、上司の命を受けて処理する特定事務に係るもので当該課長が指定（課長はこの指定を行う場合には、あらかじめ教育企画課長に合議しなければならない。）をする事務について専決することができる。</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <p>一般事項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">（略）</div> <p>注 世界遺産推進室及びいじめ・不登校支援室の事務に係る第1項から第9項までに掲げる事項の専決者については、専決者の欄中「課長」とあるのは「室長」と、「課長補佐」とあるのは「室長」とする。</p>

別表第3 (第3条関係)

総合教育研究所に係る事項	専決者		
	部長	所長	課長
1 研究所の運営に関する事項			
(1) 施設の管理			○
(2) 総合教育研究所運営委員会の会議の庶務			○
2 情報教育の推進に関する事項			
(1) 情報教育の推進に関する事務処理		○	
(2) 学校の情報機器に関する事務処理		○	
3 学校教育に係る指導に関する事項			
(1) 教育課程に関する指導		○	
(2) 学習指導及び生徒指導その他学校教育に関する指導		○	
(3) 学校評価に関する指導助言		○	
(4) 各種訪問の実施に関する事務処理		○	
4 教科書の採択に関する事項			
(1) 教科書の採択に関する事務処理		○	
(2) 水戸市立小中学校等教科用図書審議会の会議の庶務		○	
5 研究及び研修に関する事項			
(1) 研究協力校(園)及び研究委員に関する事務処理		○	
(2) 教職員の研修の実施		○	

別表第3 (第3条関係)

総合教育研究所に係る事項	専決者		
	所長	課長	課長補佐等
1 研究所の運営に関する事項			
(1) 施設の管理		重要なもの	軽易なもの
(2) 総合教育研究所運営委員会の会議の庶務		○	
2 情報教育の推進に関する事項			
(1) 情報教育の推進に関する事務処理	○		
(2) 学校の情報機器に関する事務処理	重要なもの	軽易なもの	軽易で定例的なもの
3 学校教育に係る指導に関する事項			
(1) 教育課程に関する指導	○		
(2) 学習指導その他学校教育に関する指導	○		
(3) 学校評価に関する指導助言	○		
(4) 各種訪問の実施に関する事務処理	○		
4 研究及び研修に関する事項			
(1) 研究協力校(園)及び研究委員に関する事務処理	○		
(2) 教職員の研修の実施	○		

(3) 内地留学等の推薦及び派遣に関する事務処理	○		
6 大学等との地域連携に関する事項			
(1) 大学等との地域連携に関する事務処理			○
7 教育研究団体に関する事項			
(1) 教育会との連絡調整		○	
(2) その他教育研究団体との連絡調整		○	
8 支援相談に関する事項			
(1) 教育相談に関する事務処理		○	
(2) 教育支援センターに関する事務処理		○	
(3) 特別支援教育に関する事務処理		○	
(4) 教育支援委員会に関する事務処理		○	
(5) 青少年相談に関する事務処理		○	

(3) 内地留学等の推薦及び派遣に関する事務処理	○		
5 教科書の採択に関する事項			
(1) 教科書の採択に関する事務処理	○		
(2) 水戸市立小中学校等教科用図書審議会の会議の庶務	○		
6 教育研究団体に関する事項			
(1) 教育会との連絡調整	○		
(2) その他教育研究団体との連絡調整	○		
7 大学等との地域連携に関する事項			
(1) 大学等との地域連携に関する事務処理		○	
8 特別支援教育に関する事項			
(1) 特別支援教育に関する事務処理	○		
(2) 教育支援委員会の会議の庶務	○		
9 いじめ・不登校に関する事項			
(1) いじめ・不登校の対策及び支援に関する事務処理	○		
(2) 生徒指導に関する指導	○		
(3) 教育相談に関する事務処理	○		
(4) いじめ問題対策連絡協議会の会議の庶務	○		
(5) いじめ問題調査委員会の会議の庶務	○		
(6) 教育支援センターに関する事務処理	○		
(7) 青少年相談に関する事務処理	○		

付 則
この規程は、令和8年4月1日から施行する。

議案第9号

水戸市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則

水戸市教育委員会職員の職名に関する規則（平成3年水戸市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「課長

副参事」を

「課長

室長

副参事」に、

「

	司書				
	学芸員				

」を

「

	学芸員				
	司書				
	社会福祉				
	士				

」に

改める。

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月12日提出

水戸市教育委員会教育長 志 田 晴 美

水戸市教育委員会職員の職名に関する規則新旧対照表

教育委員会教育企画課

現行					改正（案）						
別表第1（第3条関係）					別表第1（第3条関係）						
区分	職名				備考	区分	職名				備考
	事務職員	技術職員	指導主事	教育職員			事務職員	技術職員	指導主事	教育職員	
補職名	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	補職名	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	副部長	副部長	課長	教頭			副館長	副館長	課長	教頭	
	参事	技監	副参事				参事	技監	室長		
	(略)	(略)	(略)				所長	所長	副参事		
	司書						(略)	(略)	(略)		
	学芸員						学芸員				
							司書				
							社会福祉士				
					<p>付 則</p> <p>この規則は、令和8年4月1日から施行する。</p>						

議案第10号

水戸市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則

水戸市立幼稚園管理規則（昭和55年水戸市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項及び第3項中「35人」を「30人」に改める。

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月12日提出

水戸市教育委員会教育長 志 田 晴 美

水戸市立幼稚園管理規則新旧対照表

こども部幼児保育課

現行	改正（案）
<p>(学級編成)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項に規定する学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある幼児で編制し、1学級の幼児数は、35人以下とする。</p> <p>3 園長は、前項の規定にかかわらず、特別の理由があるときは、教育委員会の承認を得て、異なる年齢の幼児で編制し、又は35人を超えて編制することができるものとする。</p>	<p>(学級編成)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項に規定する学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある幼児で編制し、1学級の幼児数は、30人以下とする。</p> <p>3 園長は、前項の規定にかかわらず、特別の理由があるときは、教育委員会の承認を得て、異なる年齢の幼児で編制し、又は30人を超えて編制することができるものとする。</p> <p>付 則</p> <p>この規則は、令和8年4月1日から施行する。</p>

水戸市総合教育研究所条例施行規則の一部を改正する規則

水戸市総合教育研究所条例施行規則（昭和53年水戸市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を次のように改める。

（課，室及び係の設置）

第2条 水戸市総合教育研究所（以下「研究所」という。）に，次の表に掲げる課，室及び係を置く。

課		係
室		
教育研究課		管理係，情報教育係，教育研究係，特別支援教育係
	いじめ・不登校支援室	支援係

（事務分掌）

第3条 前条に規定する室及び係の事務分掌は，次の表に掲げるとおりとする。

課		係	事務分掌
室			
教育研究課		管理係	<ol style="list-style-type: none"> 1 研究所の維持管理に関すること。 2 研究所の予算経理及び庶務に関すること。 3 水戸市総合教育研究所運営委員会に関すること。 4 前3号に掲げるもののほか，他の係に属しないこと。
		情報教育係	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報教育の推進に関すること。 2 学校の情報機器に関すること。
		教育研究係	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育課程，学習指導その他教育活動（生徒指導を除く。）に係る指導に関すること。 2 学校運営，教科等の調査研究に関すること。 3 生涯学習の調査研究に関すること。 4 教職員の研修に関すること。 5 英会話教育に関すること。

		6 教科書の採択に関する事 7 教育実習に関する事 8 教育研究団体に関する事 9 大学等との地域連携に関する事
	特別支援教育係	1 特別支援教育に関する事 2 水戸市教育支援委員会に関する事
いじめ・不登校支援室	支援係	1 いじめ及び不登校に係る対策及び支援に関する事 2 生徒指導に係る指導に関する事 3 教育相談に関する事 4 水戸市いじめ問題対策連絡協議会に関する事 5 水戸市いじめ問題調査委員会に関する事 6 教育支援センターに関する事 7 青少年相談に関する事

第4条第1項中「課長を」の次に「，室に室長を」を加え，同条第4項を同条第5項とし，同条第3項の次に次の1項を加える。

4 室長は，課長を補佐し，上司の命を受け，所属の事務を掌理し，及び所属の職員を指揮監督し，並びに課長に事故あるとき，又は課長が欠けたときは，その事務に係る課長の職務を代理する。

第4条の2第1項中「，課」を「，課，室」に改める。

付 則

この規則は，令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月12日提出

水戸市教育委員会教育長 志 田 晴 美

水戸市総合教育研究所条例施行規則新旧対照表

教育委員会総合教育研究所教育研究課

現行	改正（案）																										
<p>(課及び係の設置)</p> <p>第2条 水戸市総合教育研究所（以下「研究所」という。）に、教育研究課を置く。</p> <p>2 教育研究課に、次の係を置く。</p> <p>管理係</p> <p>情報教育係</p> <p>学校教育指導係</p> <p>研究研修係</p> <p>支援相談係</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第3条 教育研究課の係の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>管理係</p> <p>(1) 研究所の維持管理に関すること。</p> <p>(2) 研究所の予算経理及び庶務に関すること。</p> <p>(3) 水戸市総合教育研究所運営委員会に関すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、他の係に属しないこと。</p> <p>情報教育係</p> <p>(1) 情報教育の推進に関すること。</p> <p>(2) 学校の情報機器に関すること。</p> <p>学校教育指導係</p> <p>(1) 教育課程、学習指導その他教育活動に係る指導に関すること。</p> <p>(2) 英会話教育に関すること。</p> <p>(3) 教科書の採択に関すること。</p> <p>研究研修係</p>	<p>(課、室及び係の設置)</p> <p>第2条 水戸市総合教育研究所（以下「研究所」という。）に、次の表に掲げる課、室及び係を置く。</p> <table border="1" data-bbox="1171 478 2031 678"> <thead> <tr> <th colspan="2">課</th> <th rowspan="2">係</th> </tr> <tr> <th colspan="2">室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育研究課</td> <td></td> <td>管理係、情報教育係、教育研究係、特別支援教育係</td> </tr> <tr> <td></td> <td>いじめ・不登校支援室</td> <td>支援係</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事務分掌)</p> <p>第3条 前条に規定する室及び係の事務分掌は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1171 901 2031 1463"> <thead> <tr> <th rowspan="2">課</th> <th rowspan="2">室</th> <th rowspan="2">係</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">教育研究課</td> <td></td> <td>管理係</td> <td>1 研究所の維持管理に関すること。 2 研究所の予算経理及び庶務に関すること。 3 水戸市総合教育研究所運営委員会に関すること。 4 前3号に掲げるもののほか、他の係に属しないこと。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>情報教育係</td> <td>1 情報教育の推進に関すること。 2 学校の情報機器に関すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>教育研究係</td> <td>1 教育課程、学習指導その他教育活動（生徒指導を除く。）に係る指導に関すること。 2 学校運営、教科等の調査研究に関</td> </tr> </tbody> </table>	課		係	室		教育研究課		管理係、情報教育係、教育研究係、特別支援教育係		いじめ・不登校支援室	支援係	課	室	係	事務分掌		教育研究課		管理係	1 研究所の維持管理に関すること。 2 研究所の予算経理及び庶務に関すること。 3 水戸市総合教育研究所運営委員会に関すること。 4 前3号に掲げるもののほか、他の係に属しないこと。		情報教育係	1 情報教育の推進に関すること。 2 学校の情報機器に関すること。		教育研究係	1 教育課程、学習指導その他教育活動（生徒指導を除く。）に係る指導に関すること。 2 学校運営、教科等の調査研究に関
課		係																									
室																											
教育研究課		管理係、情報教育係、教育研究係、特別支援教育係																									
	いじめ・不登校支援室	支援係																									
課	室	係	事務分掌																								
教育研究課		管理係	1 研究所の維持管理に関すること。 2 研究所の予算経理及び庶務に関すること。 3 水戸市総合教育研究所運営委員会に関すること。 4 前3号に掲げるもののほか、他の係に属しないこと。																								
		情報教育係	1 情報教育の推進に関すること。 2 学校の情報機器に関すること。																								
		教育研究係	1 教育課程、学習指導その他教育活動（生徒指導を除く。）に係る指導に関すること。 2 学校運営、教科等の調査研究に関																								

- (1) 学校運営，教科等の調査研究に関する事。
- (2) 生涯学習の調査研究に関する事。
- (3) 教職員の研修に関する事。
- (4) 教育実習に関する事。
- (5) 教育研究団体に関する事。
- (6) 大学等との地域連携に関する事。

支援相談係

- (1) 教育相談に関する事。
- (2) 教育支援センターに関する事。
- (3) 特別支援教育に関する事。
- (4) 教育支援委員会に関する事。
- (5) 青少年相談に関する事。

(職員)

第4条 研究所に所長を，課に課長を，係に係長を置く。

2及び3 (略)

(新設)

4 係長は，上司の命を受け，係の事務を処理し，所属の職員を指揮する。

		<p>すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 3 生涯学習の調査研究に関する事。 4 教職員の研修に関する事。 5 英会話教育に関する事。 6 教科書の採択に関する事。 7 教育実習に関する事。 8 教育研究団体に関する事。 9 大学等との地域連携に関する事。
	特別支援教育係	<ol style="list-style-type: none"> 1 特別支援教育に関する事。 2 水戸市教育支援委員会に関する事。
いじめ・不登校支援室	支援係	<ol style="list-style-type: none"> 1 いじめ及び不登校に係る対策及び支援に関する事。 2 生徒指導に係る指導に関する事。 3 教育相談に関する事。 4 水戸市いじめ問題対策連絡協議会に関する事。 5 水戸市いじめ問題調査委員会に関する事。 6 教育支援センターに関する事。 7 青少年相談に関する事。

(職員)

第4条 研究所に所長を，課に課長を，室に室長を，係に係長を置く。

2及び3 (略)

4 室長は，課長を補佐し，上司の命を受け，所属の事務を掌理し，及び所属の職員を指揮監督し，並びに課長に事故あるとき，又は課長が欠けたときは，その事務に係る課長の職務を代理する。

5 係長は，上司の命を受け，係の事務を処理し，所属の職員を指揮する。

第4条の2 研究所、課及び係に、必要な職員を置く。

2 (略)

第4条の2 研究所、課、室及び係に、必要な職員を置く。

2 (略)

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

議案第8, 9, 11号参考資料
令和8年3月12日
教育委員会教育企画課

教育研究課は、いじめ対策及び不登校支援に係る体制強化を図るため、学校教育指導係を廃止し、いじめ・不登校支援室及び支援係を設置するとともに、研究研修係を教育研究係に、支援相談係を特別支援教育係に見直す。

[現 行]	[改 正]	[改 正 内 容]	[改 正 理 由]
<p>〔教育研究課〕</p> <p>課長 ———— 管理係</p> <p> </p> <p> 情報教育係</p> <p> 学校教育指導係</p> <p> 研究研修係</p> <p> 支援相談係</p>	<p>〔教育研究課〕</p> <p>課長 ———— 管理係</p> <p> </p> <p> 情報教育係</p> <p> 教育研究係</p> <p> 特別支援教育係</p> <p> いじめ・不登校</p> <p> 支援室 ———— 支援係</p>	<p>①いじめ・不登校支援室及び支援係の設置</p> <p>②学校教育指導係を廃止</p> <p>③研究研修係を教育研究係へ再編</p> <p>④支援相談係を特別支援教育係へ再編</p>	<p>①～④いじめ対策及び不登校支援に係る体制強化</p>